

新旧対照表

《自治体マイナポイント事業特約》

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

現行：自治体マイナポイント(電子マネー「nanaco」)特約	改定後：給付事業者特約(自治体マイナポイント)特約
第1条 (目的) 1. 本特約は、自治体マイナポイント事業(以下「本事業」といいます。))に関して、当該事業を実施する自治体(以下「自治体」といいます。))との間の契約に基づき、自治体マイナポイントの付与の条件、方法等、利用者が選択したキャッシュレス決済サービスを提供する事業者が利用者に対して自治体マイナポイントの付与に係るサービス(以下「本サービス」といいます。))の提供を行うにあたっての基本的事項を定めることを目的とするものです。 2. 利用者は、利用者が選択したキャッシュレス決済サービスに係る利用規約に付随する特約として、本特約および各対象決済事業者が定める留意事項の内容を承認のうえ、本特約に基づき本サービスの提供を受けるものとします。また、本サービスの提供を受けるにあたっては、本特約のほか、利用者が選択したキャッシュレス決済サービスに係る利用規約およびこれに付随する細則、ガイドライン等(以下「利用規約等」といいます。))の当該決済サービスおよび本サービスの提供に必要な対象決済事業者の規約等が適用されるものとします。	第1条 (目的) 1. 本特約は、自治体等が地域住民等に施策ポイントを給付する事業(以下「本事業」といいます。))に関して、当該事業を実施する自治体等(以下「自治体等」といいます。))との間の契約に基づき、ポイント等の付与の条件、方法等、給付サービスを提供する当社が施策申込者に対して施策ポイントの付与に係るサービス(以下「本サービス」といいます。))の提供を行うにあたっての基本的事項を定めることを目的とするものです。 2. 利用者は、本サービスに係る利用規約に付随する特約として、本特約および当社が定める留意事項の内容を承認のうえ、本特約に基づき本サービスの提供を受けるものとします。また、本サービスの提供を受けるにあたっては、本特約のほか、利用者が選択した給付サービスに係る利用規約等が適用されるものとします。
第2条 (定義) (1)「マイナンバーカード」とは、行政手続における個人を識別するための番号利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードのことをいいます。 (2)「自治体マイナポイント」とは、対象決済事業者が、nanacoで利用可能なポイント等を所定の要件で所定の対象者に付与する場合における当該ポイント等をいいます。 (3)「キャッシュレス決済サービス」とは、電子マネー、QRコード決済、クレジットカード等、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済サービスをいいます。 (4)「事務局」とは、本事業を所管する総務省が指定する法人をいいます。 (5)「連携決済事業者」とは、本事業に関して自治体との間でポイント付与の委託契約を締結したキャッシュレス決済サービスを提供する事業者をいいます。 (6)「対象キャッシュレス決済サービス」とは、連携決済事業者が提供するキャッシュレス決済サービスのうち、自治体マイナポイントの申込みにあたり、利用者が選択したキャッシュレス決済サービスをいいます。なお、本特約においては、電子マネー「nanaco」(以下「nanaco」といいます。))を指します。 (7)「対象決済事業者」とは、対象キャッシュレス決済サービスを提供する事業者をいいます。なお、本特約においては、株式会社セブン・カードサービス(以下「当社」といいます。))を指します。 (8)「利用者」とは、マイナンバーカードの保有者のうち、自治体が本事業について定める自治体マイナポイント利用規約、本特約および利用規約等に基づき、nanacoを選択して本サービスの申込み・登録を希望する者または行った者をいいます。 (9)「物品等の購入」とは、前払式支払手段、資金移動業に用いられる電子マネー、クレジットカード等のキャッシュレス決済サービスを利用した商品もしくは権利を購入し、または有償で役務の提供を受けることをいいます。	第2条 (定義) (1)「マイナンバーカード」とは、行政手続における個人を識別するための番号利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードのことをいいます。 (2)「施策ポイント」とは、対象給付事業者(本条第2項8号に定義)が、対象給付サービス(本条第2項7号に定義)を通じて所定の要件で所定の利用者に付与するポイント、クーポン、現金の総称をいいます。 (3)「自治体等」とは、地域住民等を対象に給付事業を行う地方公共団体(複数の地方公共団体からなるコンソーシアムを含む)、その他事務局が認めた団体の総称をいいます。 (4)「給付サービス」とは、所定の対象者に対し、施策ポイントの付与を行うことが可能なサービス(キャッシュレス決済サービス、銀行振込(銀行その他の預貯金取扱金融機関が当該利用者の預貯金口座に対して行う振込をいう。以下同じ。)、クーポン発行等を含む)をいいます。 (5)「事務局」とは、自治体等が地域住民等に対して行う給付事業を支援するサービス及びシステムを提供する一般社団法人キャッシュレス推進協議会をいいます。 (6)「連携給付事業者」とは、本事業に関して自治体等との間で施策ポイントの付与の委託契約を締結した給付サービスを提供する事業者をいいます。 (7)「対象給付サービス」とは、連携給付事業者が提供する給付サービスであって施策ポイントの申込にあたり、利用者が施策ポイントの付与を受けることを希望するものとして選択したものをいいます。なお、本特約においては、nanacoポイントを指します。 (8)「対象給付事業者」とは、連携決済事業者のうち、利用者が選択した対象給付サービスを提供する事業者をいいます。なお、本特約においては、株式会社セブン・カードサービス(以下「当社」といいます。))を指します。 (9)「利用者」とは、マイナンバーカードの保有者のうち、自治体等が本事業について定める利用者規約、本特約および利用規約等に基づき、nanacoポイントを選択して本サービスの申込み・登録を希望する者をいいます。 (10)「施策申込者」とは、本サービスの申込み・登録が完了した者をいいます。 (11)「物品等の購入」とは、給付サービスを利用した商品もしくは権利を購入しまたは有償で役務の提供を受けることをいいます。
第3条 (ポイント付与の要件および方法) 1. 利用者は、本サービスの申込期間として自治体または当社が定める期間内に、自治体が定める自治体マイナポイント利用規約および当社が定める申込方法に従って申し込みを行い、自治体の審査を経て、nanacoの登録が完了した場合には、付与対象期間において、nanacoについて自治体が自治体マイナポイント付与の要件として定める条件または行為および当社が定めるnanacoの利用等の行為(以下「対象行為等」といいます。))を行い、自治体および当社が自治体マイナポイント付与の要件を満たしたと認めたときに、自治体マイナポイントの付与を受けることができます。 2. 前項にかかわらず、当社がnanacoに係る利用規約等において、別途自治体マイナポイント付与の追加の要件を定めた場合には、前項の要件に加え、当該要件を充たしたときに自治体マイナポイントの付与を受けることができるものとします。 3. 第1項の付与対象期間は、各自治体の定める期間をいいます。 4. 自治体マイナポイントは、対象行為等に応じて自治体または当社が定める数量、割合により付与されます。ただし、当社が設定した自治体マイナポイント付与の対象となる最小単位を超えた場合に付与されるものとし、自治体または当社が定める上限の範囲内とします。 5. 自治体マイナポイント付与の方法は、nanacoに係る決済手段として付与される方法、当該決済手段とは異なる決済手段として付与される方法またはポイント等を発行し当該ポイント等相当額を金融口座からの引落金額と相殺する方法、ポイント等相当額が引落金額を上回る場合に消費者の口座に発行したポイント等相当額を付与する方法のうち、当社が定める方法とします。 6. 自治体マイナポイントの付与時期は、原則として、自治体マイナポイント付与の対象となる対象行為等以後、当社が定める時期とします。 7. 第三者による、自治体への申込み、またはnanacoの登録が行われた場合および利用者が自治体への申込みまたはnanacoの登録において誤った情報を登録することその他登録手続の不備があった場合において、当社、自治体は、当該利用者に対して自治体マイナポイントを付与する義務を負わず、その他当該登録に関する責任も負わないものとします。	第3条 (ポイント付与の要件および方法) 1. 利用者は、本サービスの申込期間として自治体等または当社が定める期間内に、自治体等が定める利用者規約および当社が定める申込方法に従って申し込みを行い自治体等の審査を経て、本サービスの登録が完了した場合には、付与対象期間において、本サービスについて自治体等が施策ポイントの付与の要件として定める条件または行為および当社が定めるほんサービスの利用等の行為(以下「対象行為等」といいます。))を行い、自治体等および当社が施策ポイントの付与の要件を満たしたと認めたときに、施策ポイントの付与を受けることができます。 2. 前項にかかわらず、当社がnanacoポイントに係る利用規約等において、別途施策ポイントの付与の追加の要件を定めた場合には、前項の要件に加え、当該要件を充たしたときに施策ポイントの付与を受けることができるものとします。 3. 第1項の付与対象期間は、各自治体等の定める期間をいいます。 4. 施策ポイントは、対象行為等に応じて自治体等または当社が定める数量、割合により付与されます。ただし、当社が設定した施策ポイントの付与の対象となる最小単位を超えた場合に付与されるものとし、自治体等または当社が定める上限の範囲内とします。 5. 施策ポイントの付与の方法は、対象給付サービスに係る決済手段として付与される方法、その他当社が定める方法とします。 6. 施策ポイントの付与時期は、原則として、施策ポイントの付与の対象となる対象行為等以後、当社が定める時期とします。 7. 第三者による、自治体等への申込み、またはnanacoポイントの登録が行われた場合および施策申込者が自治体等への申込みまたはnanacoポイントの登録において誤った情報を登録することその他登録手続の不備があった場合において、当社、自治体等は、当該施策申込者に対して施策ポイントを付与する義務を負わず、その他当該登録に関する責任も負わないものとします。

第4条（ポイント付与ができない場合） 1. 対象行為等が満たされた場合であっても、以下に掲げる場合には、自治体マイナポイント付与が行われないものとします。なお、自治体および当社は、以下に掲げる場合に該当するおそれがあると判断した場合には、自治体マイナポイントの付与を停止し、また、取り消すことがあります。 (1) システム障害等により自治体マイナポイントの付与またはnanacoの提供を停止しているときに対象行為等が満たされた場合 (2) nanacoのIDやセキュリティコード等が無効なものであることが判明した場合 (3) 自治体マイナポイント付与の上限額に達している場合（対象行為等に係る自治体マイナポイント付与によって上限額を超える場合は、当該超過部分について付与が行われない。） (4) 自治体マイナポイントを付与することで当該決済手段の上限額を超えてしまう場合（当該超過部分について付与が行われない。） (5) 第8条に定める不当な取引等その他本特約またはnanacoに係る利用規約等に違反する取引または行為であった場合 (6) 本特約およびnanacoに係る利用規約等または自治体マイナポイント利用規約に違反する行為があった場合 (7) 解除、取消等により対象行為等に係る取引が無効となった場合 (8) nanacoに係る加盟店が対象行為等に係る取引に関して、当社所定の期限内に売上情報を提供しない場合 (9) 自治体または当社が自治体マイナポイント利用規約またはnanacoの利用規約もしくは本特約その他ガイドライン等で自治体マイナポイントの付与を行わない場合と定めている場合 (10) 自治体マイナポイント利用規約またはnanacoの利用規約等およびこれらに付随して自治体または当社が定めるガイドライン等によって定める本事業の対象要件を満たさないことが判明した場合 2. 当社は、前項により自治体マイナポイントの付与が行われない場合であっても、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、これにより生じた損害について責任を負わないものとします。	第4条（施策ポイントの付与ができない場合） 1. 対象行為等が満たされた場合であっても、以下に掲げる場合には、施策ポイントの付与が行われないものとします。なお、自治体等および当社は、以下に掲げる場合に該当するおそれがあると判断した場合には、施策ポイントの付与を停止し、また、取り消すことがあります。 (1) システム障害等により施策ポイントの付与またはnanacoポイントの提供を停止しているときに対象行為等が満たされた場合 (2) nanacoポイントのID、アカウント等（以下「アカウント等」といいます。）やセキュリティコード、口座情報等が無効なものであることが判明した場合 (3) nanacoポイントの登録にあたって指定した施策ポイントの数量に達している場合（対象行為等に係る施策ポイントの付与によって当該数量を超える場合は、当該超過部分について付与が行われない。） (4) 施策ポイントを付与することで当該決済手段の上限額を超えてしまう場合（当該超過部分について付与が行われない。） (5) nanacoポイントの登録を行おうとする給付サービスについて既にnanacoポイントの登録（自治体等が実施する本事業のうち同一のものに係る登録に限る）が行われていた場合 (6) 第8条に定める非正常取引等その他本特約またはnanacoポイントに係る利用規約等に違反する取引または行為であった場合 (7) 本特約および対象サービスに係る利用規約等または利用者規約に違反する行為があった場合 (8) 解除、取消等により対象行為等に係る取引が無効となった場合 (9) 電子マネー「nanaco」に係る加盟店が対象行為等に係る取引に関して当社所定の期限内に売上情報を提供しない場合 (10) 自治体等または当社が施策ポイント利用規約またはnanacoポイントの利用規約もしくは本特約その他ガイドライン等で施策ポイントの付与を行わない場合と定めている場合 (11) 利用者規約またはnanacoポイントの利用規約等およびこれらに付随して自治体等または当社が定めるガイドライン等によって定める本事業の対象要件を満たさないことが判明した場合 2. 当社は、前項により施策ポイントの付与が行われない場合であっても、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、これにより生じた損害について責任を負わないものとします。
第5条（自治体マイナポイントの付与状況の確認） 1. 利用者は、付与された自治体マイナポイントの数量・金額等自治体マイナポイントの付与状況に関する事項で当社所定の事項につき、当社所定の方法により確認することができます。 2. 利用者は、付与された自治体マイナポイントの数量・金額に誤りがあること、付与されるべき自治体マイナポイントが付与されていないことまたは利用者に付与されるべき自治体マイナポイントが第三者に付与されていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を申し出るものとします。この場合、当社は、当該申出に係る数量・金額の誤り等を認めた場合であって、当該誤り等の是正が必要と判断した場合には、速やかに数量・金額の訂正や誤って付与されたポイントの取消等の措置を講ずることができるものとします。	第5条（施策ポイントの付与状況の確認） 1. 施策申込者は、付与された施策ポイントの数量・金額・割引率等、施策ポイントの付与状況に関する事項で当社所定の事項につき、当社所定の方法により確認することができます。 2. 施策申込者は、付与された施策ポイントの数量・金額・割引率等に誤りがあること、付与されるべき施策ポイントが付与されていないことまたは施策申込者に付与されるべき施策ポイントが第三者に付与されていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を申し出るものとします。この場合、当社は、当該申出に係る数量・金額の誤り等を認めた場合であって、当該誤り等の是正が必要と判断した場合には、速やかに数量・金額の訂正や誤って付与されたポイントの取消等の措置を講ずることができるものとします。
第6条（自治体マイナポイントの利用等） 利用者は、当社が定める利用規約等に基づき、付与された自治体マイナポイントを利用することができます。ただし、自治体が別途利用することができる店舗や用途、金額等を制限した場合は、これに従うものとします。なお、利用者は、自己に付与された自治体マイナポイントに係る権利または自治体マイナポイントの付与を受けることができる地位を第三者に譲渡することはできません。	第6条（施策ポイントの利用等） 施策申込者は、当社が定める利用規約等に基づき、付与された施策ポイントを利用することができます。ただし、自治体等が別途利用することができる店舗や用途、金額等を制限した場合は、これに従うものとします。なお、利用者および施策申込者は、自己に付与された施策ポイントに係る権利または施策ポイントの付与を受けることができる地位を第三者に譲渡することはできません。
第7条（ポイント付与の取消） 1. 自治体または当社は、自治体マイナポイントの付与を行った場合に、当該付与に係る取引が本サービスの適用対象外であることや自治体への申込みもしくは自治体マイナポイントの付与要件を満たさないことが判明したとき、または第4条第1項各号に該当することが判明したときは、利用者に対する自治体マイナポイントの付与を取り消します。また、第5条第2項後段に該当する場合には、誤って付与された自治体マイナポイントを取り消すことがあります。 2. 前項に定めるときに、利用者に付与された自治体マイナポイントが既に物品等の購入に係る決済に使用され、もしくは第三者に譲渡されていること等により取り消すことができない場合には、自治体または当社は、当該利用者に対し、付与された自治体マイナポイント相当額の金銭の支払を請求することができます。 3. 第1項の取消しは、当社、自治体、または国および事務局の判断に基づき行われるものとします。ただし、当該取消しが行われたことにより、利用者に損害等が生じた場合であっても、当社、自治体、国および事務局は自らの責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負わないものとします。 4. 利用者は、利用者がnanacoに係る加盟店において、取引の取消しまたは当該取引に係る物品等の返品をする場合には、使用したnanacoに係る利用規約等に従うものとします。	第7条（ポイント付与の取消） 1. 自治体等または当社は、施策ポイントの付与を行った場合に、当該付与に係る取引が本サービスの適用対象外であることや自治体等への申込みもしくは施策ポイントの付与要件を満たさないことが判明したとき、または第4条第1項各号に該当することが判明したときは、施策申込者に対する施策ポイントの付与を取り消します。また、第5条第2項後段に該当する場合には、誤って付与された施策ポイントを取り消すことがあります。 2. 前項に定めるときに、施策申込者に付与された施策ポイントが既に物品等の購入に係る決済に使用され、もしくは第三者に譲渡されていること等により取り消すことができない場合には、自治体等または当社は、当該施策申込者に対し、付与された施策ポイント相当額の金銭の支払（クーポンの場合は割引額に相当する額の金銭の支払）を請求することができるものとします。 3. 第1項の取消しは、当社、自治体等、事務局の判断に基づき行われるものとします。ただし、当該取消しが行われたことにより、施策申込者に損害等が生じた場合であっても、当社、自治体等、事務局は自らの責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負わないものとします。 4. 施策申込者は、施策申込者が電子マネー「nanaco」に係る加盟店において、取引の取消しまたは当該取引に係る物品等の返品をする場合には、使用した電子マネー「nanaco」に係る利用規約等に従うものとします。

第8条（不当な取引その他の禁止行為） 1. 利用者は、以下の各号に掲げる取引（以下「不当な取引」といいます。）を行ってはならないものとします。ただし、(1)号から(3)号については、自治体マイナポイント利用規約に基づき法定代理人が本人に代わって登録する場合は除きます。 (1) 他人のnanacoを用いて決済した結果または金銭のチャージを実施した結果に基づいて、自己が自治体マイナポイントの付与（nanacoの登録を含む。以下本項において同じ。）を受け、あるいは、当該他人以外の第三者に自治体マイナポイントの付与を受けさせること (2) 他人に付与された自治体マイナポイントを不当に使用すること (3) 他人のマイナンバーカードを用いて自治体マイナポイントの付与を受けること (4) 架空のマイナンバーカードの利用、自治体マイナポイントに係るシステムへのサイバー攻撃や当該システムのバグ、エラー、脆弱性を殊更に利用等することによって、自治体マイナポイントの付与を受ける要件を満たさないにもかかわらず、自治体マイナポイントの付与を受けること (5) 循環取引（例えば、2者が架空の商品の売買を双方で実施することで自治体マイナポイントの付与を受ける等）や架空取引（例えば、nanacoによる決済実施後に同額を現金で払い戻しを受け、自治体マイナポイントの付与を受ける等）等、実態の伴わない取引または実質的に単一の取引（例えば、他人の決済手段を用いてチャージを行った際に自治体マイナポイントの付与を受けたが、当該チャージ分を利用して商品等を購入し再度自治体マイナポイントの付与を受ける等）に基づいて自治体マイナポイントの付与を受けること (6) 自治体が定める自治体マイナポイントの付与の要件について、事実と異なる申告をして自治体マイナポイントの付与を受けること (7) その他自治体が、自治体マイナポイント制度の趣旨に照らして不当であると判断した方法により自治体マイナポイントの付与を受け、または使用すること 2. 利用者は、前項に定める取引のほか、以下の各号に定める取引または行為を行ってはならないものとします。ただし、(1)号および(2)号については、自治体マイナポイント利用規約に基づき法定代理人の決済手段に登録する場合は除きます。 (1) 他人の決済手段をnanacoとして登録すること (2) 自治体マイナポイントの付与を受けることができる地位について、第三者に譲渡、移転、その他の処分をすること (3) 自治体、事務局および当社が運営するシステム等への不正アクセス、本事業の運営に関するシステム等に過度な負荷をかける行為その他本事業の運営を妨害し、または妨害するおそれのある行為 (4) その他前各号に準じる行為 3. 前2項の定めに違反した場合は、自治体または当社は、何らの通知または催告を行うことなく、自治体マイナポイント付与の取消し、当該利用者に付与された自治体マイナポイントすべての取消しおよび当該利用者の自治体マイナポイントの付与を受けることができる資格の取消しを行うことができるものとします。また、自治体または当社は、nanacoに係る利用規約等に基づき、nanacoの利用停止、会員資格等の取消しその他当社が定める措置を行うことがあります。 4. 不当な取引および第2項に定める取引もしくは行為（以下「不当な取引等」といいます。）やそのおそれが生じたこと、利用規約等もしくは本特約に違反する行為または利用者の責めに帰すべき事由により、当社、自治体、国または事務局その他第三者に損害が生じた場合には、利用者は、当該損害額に相当する金額を賠償するものとします。	第8条（非正常取引その他の禁止行為） 1. 利用者および施策申込者は、以下の各号に掲げる取引（以下「非正常取引」といいます。）を行ってはならないものとします。ただし、(1)号から(3)号については、利用者規約に基づき法定代理人が本人に代わって登録する場合は除きます。 (1) 他人の給付サービスを用いて給付した結果または金銭のチャージを実施した結果に基づいて、自己が施策ポイントの付与（nanacoポイントの登録を含む。以下本項において同じ。）を受け、あるいは、当該他人以外の第三者に施策ポイントの付与を受けさせること (2) 他人に付与された施策ポイントを不当に使用すること (3) 他人のマイナンバーカードを用いて施策ポイントの付与を受けること (4) 架空のマイナンバーカードの利用、施策ポイントに係るシステムへのサイバー攻撃や当該システムのバグ、エラー、脆弱性を殊更に利用等することによって、施策ポイントの付与を受ける要件を満たさないにもかかわらず、施策ポイントの付与を受けること (5) 循環取引（例えば、2者が架空の商品の売買を双方で実施することで施策ポイントの付与を受ける等）や架空取引（例えば、給付サービスによる給付実施後に同額を現金で払い戻しを受け、施策ポイントの付与を受ける等）等、実態の伴わない取引または実質的に単一の取引（例えば、他人の決済手段を用いてチャージを行った際に施策ポイントの付与を受けたが、当該チャージ分を利用して商品等を購入し再度施策ポイントの付与を受ける等）に基づいて施策ポイントの付与を受けること (6) 自治体等が定める施策ポイントの付与の要件について、事実と異なる申告をして施策ポイントの付与を受けること (7) その他自治体等が、施策ポイント制度の趣旨に照らして不当であると判断した方法により施策ポイントの付与を受け、または使用すること 2. 利用者および施策申込者は、前項に定める取引のほか、以下の各号に定める取引または行為を行ってはならないものとします。ただし、(1)号および(2)号については、利用者規約に基づき法定代理人の決済手段に登録する場合は除きます。 (1) 他人の決済手段や口座等をnanacoポイントとして登録すること (2) 施策ポイントの付与を受けることができる地位について、第三者に譲渡、移転、その他の処分をすること (3) 自治体等、事務局および当社が運営するシステム等への不正アクセス、本給付事業に関するシステム等に過度な負荷をかける行為その他本事業の運営を妨害し、または妨害するおそれのある行為 (4) その他前各号に準じる行為 3. 前2項の定めに違反した場合は、自治体等または当社は、何らの通知または催告を行うことなく、施策ポイントの付与の取消し、当該施策申込者に付与された施策ポイントすべての取消しおよび当該施策申込者の施策ポイントの付与を受けることができる資格の取消しを行うことができるものとします。また、自治体等または当社は、nanacoポイントに係る利用規約等に基づき、nanacoポイントの利用停止、会員資格等の取消しその他当社が定める措置を行うことがあります。 4. 非正常取引および第2項に定める取引もしくは行為やそのおそれが生じたこと、利用規約等もしくは本特約に違反する行為または施策申込者の責めに帰すべき事由により、当社、自治体等、事務局その他第三者に損害が生じた場合には、施策申込者は、当該損害額に相当する金額を賠償するものとします。
第9条（取引等の調査等） 当社は、自治体への申込み、自治体マイナポイントの付与要件、nanacoの登録要件を満たさないおそれがあると判断した場合、または、不当な取引等が行われたおそれがあると判断した場合（以下本条および次条において、これらの場合すべてを「非正常取引等」と総称します。）に、当該申込みや取引等を行った利用者について、ポイントの付与、使用状況やnanacoの利用履歴や問い合わせ履歴その他非正常取引等の判断に必要な情報を調査します。この場合、利用者は、当社が利用者に対し、電話、メール、訪問を行う方法その他の方法により非正常取引等の存否等に関する調査を行うことを承諾するものとし、対象事業者からの問い合わせに応じること、各要件の存否や非正常取引等を行ったか否かに関する必要な回答をすることその他当社による調査に対して必要な協力を行うものとします。なお、利用者は、本条の調査に係る情報を自治体と当社が各要件や非正常取引等の調査、判断のために、互いに提供することに同意するものとします。	第9条（取引等の調査等） 当社は、自治体等への申込み、施策ポイントの付与要件、nanacoポイントの登録要件を満たさないおそれがあると判断した場合、非正常取引もしくは前条第2項に定める取引や行為が行われたおそれがあると判断した場合、または、施策ポイントの不正もしくは不適切な利用が行われたおそれがあると判断した場合（以下、これらの場合に該当すると判断された取引および行為を「非正常取引等」と総称します。）に、当該申込みや取引等を行った利用者および施策申込者について、施策ポイントの付与、使用状況やnanacoポイントの利用履歴や問い合わせ履歴その他非正常取引等の判断に必要な情報を調査します。この場合、利用者および施策申込者は、当社が利用者および施策申込者に対し、電話、メール、訪問を行う方法その他の方法により非正常取引等の存否等に関する調査を行うことを承諾するものとし、対象事業者からの問い合わせに応じること、各要件の存否や非正常取引等を行ったか否かに関する必要な回答をすることその他当社による調査に対して必要な協力をを行うものとします。なお、利用者および施策申込者は、本条の調査に係る情報を自治体等と当社が各要件や非正常取引等の調査、判断のために、互いに提供することに同意するものとします。

第10条（非正常取引等における事務局等への届出・通知等） 利用者は、非正常取引等があり、<u>またはそのおそれがある</u>と当社が判断した場合、当社が自治体および事務局に、以下の各号に掲げる事項およびこれに関する資料を届け出ること、ならびに届け出された情報が個人を特定しない形で自治体、事務局、連携決済事業者、連携決済事業者の加盟店およびそれらの委託先に対して、<u>自治体マイナ</u>ポイントの付与等本事業の遂行、非正常取引等の対象者の特定および非正常取引等の防止のために提供されることに同意します。 (1) 非正常取引等またはそのおそれがある取引等を行った日時、当該取引等の内容 (2) 当該利用者のnanacoの利用履歴、問合せ履歴、非正常取引等に関する情報 (3) 非正常取引等またはそのおそれがあると判断した理由に関する情報 (4) 非正常取引等またはそのおそれがある取引等を行った利用者への対応の内容 (5) 非正常取引等またはそのおそれがある取引等を行った利用者について過去に連携決済事業者が取得した情報その他の関連情報の調査 (6) 非正常取引等またはそのおそれがある取引を行った会員についての過去の問合せ等の履歴の調査 (7) その他、非正常取引等またはそのおそれがある取引等に関して前条に基づく調査により取得した情報	第10条（非正常取引等における事務局等への届出・通知等） 利用者<u>および施策申込者</u>は、非正常取引等があると当社が判断した場合、当社が自治体<u>等</u>および事務局に、以下の各号に掲げる事項およびこれに関する資料を届け出ること、ならびに届け出された情報が個人<u>関連情報として自治体等</u>、事務局、連携<u>給付</u>事業者、連携<u>給付</u>事業者の加盟店およびそれらの委託先に対して、<u>施策</u>ポイントの付与等本事業の遂行、非正常取引等の対象者の特定および非正常取引等の防止のために提供されることに同意します。 (1) 非正常取引等またはそのおそれがある取引等を行った日時、当該取引等の内容 (2) 当該利用者<u>および施策申込者</u>のnanaco<u>ポイント</u>の利用履歴、問合せ履歴、非正常取引等に関する情報 (3) 非正常取引等またはそのおそれがある<u>取引等がある</u>と判断した理由に関する情報 (4) 非正常取引等またはそのおそれがある取引等を行った利用者<u>および施策申込者</u>への対応の内容 (5) 非正常取引等またはそのおそれがある取引等を行った利用者<u>および施策申込者</u>について過去に連携<u>給付</u>事業者が取得した情報その他の関連情報の調査 (6) 非正常取引等またはそのおそれがある取引<u>等</u>を行った会員についての過去の問合せ等の履歴の調査 (7) その他、非正常取引等またはそのおそれがある取引等に関して前条に基づく調査により取得した情報
第11条（利用停止等） 1. 当社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に対して何らの通知または催告を行うことなく、<u>自治体マイナ</u>ポイント付与の停止もしくはnanacoの提供の全部または一部の停止または中断をすることができるものとします。 (1) <u>国</u>、事務局または自治体が運営するシステム等の不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、本サービスまたはnanacoの提供ができない場合 (2) 地震、落雷、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービスまたはnanacoの提供ができなくなった場合 (3) <u>自治体マイナ</u>ポイントの付与またはnanacoに係るシステム等の点検または保守作業を行う場合 (4) <u>国</u>、事務局または自治体および当社が4条1項各号に掲げる場合に該当する、または該当するおそれがあると判断した場合 (5) その他当社が本サービスまたはnanacoの提供の停止または中断が必要であると判断した場合 (6) <u>国</u>、事務局または自治体が本事業の実施を停止、または中断した場合 2. 当社は、前項に基づく本サービスもしくはnanacoの提供の停止または中断により利用者に生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。	第11条（利用停止等） 1. 当社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、利用者<u>および施策申込者</u>に対して何らの通知または催告を行うことなく、<u>施策</u>ポイントの付与の停止もしくはnanaco<u>ポイント</u>の提供の全部または一部の停止または中断をすることができるものとします。 (1) 事務局または自治体<u>等</u>が運営するシステム等の不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、本サービスまたはnanaco<u>ポイント</u>の提供ができない場合 (2) 地震、落雷、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービスまたはnanaco<u>ポイント</u>の提供ができなくなった場合 (3) <u>施策</u>ポイントの付与またはnanaco<u>ポイント</u>に係るシステム等の点検または保守作業を行う場合 (4) 事務局または自治体<u>等</u>および当社が4条1項各号に掲げる場合に該当する、または該当するおそれがあると判断した場合 (5) その他当社が本サービスまたはnanaco<u>ポイント</u>の提供の停止または中断が必要であると判断した場合 (6) 事務局または自治体<u>等</u>が本事業の実施を停止、または中断した場合 2. 当社は、前項に基づく本サービスもしくはnanaco<u>ポイント</u>の提供の停止または中断により利用者<u>および施策申込者</u>に生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。
第12条（免責） 1. 第三者がマイナンバーカードを利用して本サービスの申込みを行った場合には、当該申込みに基づく本サービス利用の登録は、マイナンバーカードに係る本人による登録とみなし、当該申込みを行った者によるnanacoの利用等により当該マイナンバーカードに係る本人に損害が生じた場合においても、当社、<u>国</u>、事務局および自治体は責任を負わないものとします。 2. 当社の加盟店、他の連携<u>決済</u>事業者およびその加盟店、事務局ならびに<u>国</u>、<u>自治体</u>、当社以外の第三者に起因する事情に基づいて生じた利用者の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。	第12条（免責） 1. 第三者がマイナンバーカードを利用して本サービスの申込みを行った場合には、当該申込みに基づく本サービス利用の登録は、<u>当該</u>マイナンバーカードに係る本人による登録とみなし、当該申込みを行った者によるnanaco<u>ポイント</u>の利用等により当該マイナンバーカードに係る本人に損害が生じた場合においても、当社、事務局および自治体<u>等</u>は責任を負わないものとします。 2. 当社の加盟店、他の連携<u>給付</u>事業者およびその加盟店、事務局ならびに<u>自治体等</u>、当社以外の第三者に起因する事情に基づいて生じた利用者<u>および施策申込者</u>の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
第13条（本特約の改定） 1. 利用者は、本サービスが自治体<u>の施策である本</u>事業の一環として行われるものであり、本事業の内容の変更または具体化等の事情により、随時変更される可能性のあるサービスであることを承諾するものとします。 2. 当社は、本サービスの対象期間中に、必要に応じて、本特約および本サービスの内容を変更できるものとします。また、本特約および本サービスの内容の変更は、WEBサイト上への公表その他当社所定の変更手続を履践した場合に効力を生ずるものとします。	第13条（本特約の改定） 1. 利用者<u>および施策申込者</u>は、本サービスが自治体<u>等の給付</u>事業の一環として行われるものであり、本事業の内容の変更または具体化等の事情により、随時変更される可能性のあるサービスであることを承諾するものとします。 2. 当社は、本サービスの対象期間中に、必要に応じて、本特約および本サービスの内容を変更できるものとします。また、本特約および本サービスの内容の変更は、WEBサイト上への公表その他当社所定の変更手続を履践した場合に効力を生ずるものとします。

第14条 (情報提供) 1. 利用者は、当社が第1号記載の目的を達成するために必要な範囲で、第2号記載の個人情報を取扱うことに同意します。 (1) 利用目的 ① 本事業の運営、本サービスおよびnanacoを提供するため ② 非正常取引等の検知、予防および非正常取引等が行われた場合の処理を行うため ③ 本事業および本サービスに関する通知、案内等を行うため ④ 利用者からの問合せ等に対して適切に対応するため ⑤ 自治体に対する、本事業の精算業務のため (2) 個人情報の項目 ① 氏名、住所、性別、電話番号、メールアドレス ② nanacoに係るアカウント等のID等アカウント等を特定する情報 ③ nanacoの利用履歴、当該決済手段の残高等アカウントの利用状況 ④ 付与された自治体マイナポイントの額その他の本サービスに係る利用状況 ⑤ 第9条に基づく調査等により取得した情報 2. 利用者は、当社が国、事務局、自治体、連携決済事業者、連携決済事業者の加盟店およびそれらの委託先に対して本事業の実施、第10条に定める非正常取引等の対象者の特定および非正常取引等の防止のために、同条各号に定める事項について提供することに同意します。 3. 当社は、第1項第1号の目的に係る業務を第三者に委託する場合、当該委託に基づき前号の個人情報を当該委託先に提供することがあります。 4. 前各項に定めるほか、本サービスに関する個人情報が、当社がnanacoに関して定める個人情報の取扱いに関する条項に従い取り扱われることがあります。	第14条 (情報提供) 1. 利用者および施策申込者は、当社が第1号記載の目的を達成するために必要な範囲で、第2号記載の個人情報を取扱うことに同意します。 (1) 利用目的 ① 本事業の運営、本サービスおよびnanacoポイントを提供するため ② 非正常取引等の検知、予防および非正常取引等が行われた場合の処理を行うため ③ 本事業および本サービスに関する通知、案内等を行うため ④ 利用者および施策申込者からの問合せ等に対して適切に対応するため ⑤ 自治体等に対する、本事業の精算業務のため (2) 個人情報の項目 ① 氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス ② nanacoポイントに係るアカウント等のID等アカウント等を特定する情報(現金振込の場合、口座情報を含む) ③ nanacoポイントの利用履歴、当該決済手段の残高等アカウントの利用状況 ④ 本事業を特定するための番号、本事業のために利用者および施策申込者に付与されるID、付与された施策ポイントの額その他の本サービスに係る利用状況 ⑤ 第9条に基づく調査等により取得した情報 2. 利用者および施策申込者は、当社が事務局、自治体等、連携給付事業者、連携給付事業者の加盟店およびそれらの委託先に対して本事業の実施、非正常取引等の対象者の特定および非正常取引等の防止のために、前項第2号および第10条各号に定める事項について提供することおよびこれらの者からこれらの目的で利用者および施策申込者の個人情報および個人関連情報(本事業を特定するための番号、本事業のために利用者および施策申込者に付与されるID等、利用者および施策申込者の取引を特定するためのID等、施策ポイントの付与履歴等)を取得し、個人データとして利用することに同意します。 3. 当社は、第1項第1号の目的に係る業務を第三者に委託する場合、当該委託に基づき同項第2号の個人情報を当該委託先に提供することがあります。 4. 前各項に定めるほか、本サービスに関する個人情報が、当社がnanacoポイントに関して定める個人情報の取扱いに関する条項に従い取り扱われることがあります。
第15条 (本特約に定めのない事項等) 本特約に規定のない事項および付与された自治体マイナポイントについては、nanacoに係る利用規約等によるものとします。	第15条 (本特約に定めのない事項等) 本特約に規定のない事項および付与された施策ポイントについては、nanacoポイントに係る利用規約等によるものとします。
第16条 (問い合わせ先) 本サービスに係る問い合わせ、苦情等は、当社が利用規約等またはウェブサイト等に定める問い合わせ先に対して行うものとします。	第16条 (問い合わせ先) 本サービスに係る問い合わせ、苦情等は、当社がウェブサイト等に定める問い合わせ先に対して行うものとします。
(別紙)当社が定めるべき事項 1. 本特約第3条第1項および第5項に定める「申込期間」「申込方法」「自治体マイナポイント付与の方法」「対象行為等」は、以下のとおりとします。 (1) 本サービスの申込期間 各自治体の定めによる (2) 申込方法 マイナポータルアプリから必要事項を入力 (3) 自治体マイナポイント付与の方法及び対象行為等 各自治体が定める要件を満たした場合に加え、各自治体または当社が指定する加盟店、施設等にて、nanacoによるチャージまたは決済利用時に付与 <u>2. 本特約第3条第2項における自治体マイナポイント付与の追加の要件については、特に定めはありません。</u> <u>3. 本特約第3条第4項に定める自治体マイナポイント付与の最小単位および付与される自治体マイナポイントの数量または割合は、各自治体の定めによります。ただし、1ポイント未満のポイントは付与時に切り捨てるものとします。</u> 4. 本特約第3条第6項に定める自治体マイナポイントの付与時期は、原則として、本サービスの申込み後、2～3日後に付与されます。ただし、各自治体が定める施策の実ポイント付与最終日翌日以降は、対象外とします。 5. 本特約第5条第1項の「自治体マイナポイントの利用状況に関する事項で当社所定の事項」および「当社所定の方法」は、以下のとおりとします。 ・当社所定の事項: 付与された自治体マイナポイント(nanacoポイント)の金額・付与された日時 ・当社所定の方法: 当社の提供するnanaco会員ページ	第16条 (問い合わせ先) 本サービスに係る問い合わせ、苦情等は、当社が利用規約等またはウェブサイト等に定める問い合わせ先に対して行うものとします。 (別紙)当社が定めるべき事項 1. 本特約第3条第1項および第5項に定める「申込期間」「申込方法」「自治体マイナポイント付与の方法」「対象行為等」は、以下のとおりとします。 (1) 本サービスの申込期間 各自治体の定めによる (2) 申込方法 マイナポータルアプリから必要事項を入力 (3) 自治体マイナポイント付与の方法及び対象行為等 各自治体が定める要件を満たした場合に加え、各自治体または当社が指定する加盟店、施設等にて、nanacoによるチャージまたは決済利用時に付与 <u>2. 本特約第3条第2項における自治体マイナポイント付与の追加の要件については、特に定めはありません。</u> <u>3. 本特約第3条第4項に定める自治体マイナポイント付与の最小単位および付与される自治体マイナポイントの数量または割合は、各自治体の定めによります。ただし、1ポイント未満のポイントは付与時に切り捨てるものとします。</u> 4. 本特約第3条第6項に定める自治体マイナポイントの付与時期は、原則として、本サービスの申込み後、2～3日後に付与されます。ただし、各自治体が定める施策の実ポイント付与最終日翌日以降は、対象外とします。

6. 本特約第13条第2項に定める当社所定の変更手続は、<u>当社が定める</u>利用規約等に基づく変更手続に従うものとします。 7. <u>利用者がnanacoポイントを選択して本サービスを申し込んだ後、会員番号、パスワードまたは携帯端末等を盗難および紛失等した場合には、nanacoポイントの利用規約等に従うものとします。ただし、マイナンバーカードやパスワードの紛失等については、別途国の定めに従ってください。</u>	5. 本特約第5条第1項の「自治体マイナポイントの利用状況に関する事項で当社所定の事項」および「当社所定の方法」は、以下のとおりとします。 ・当社所定の事項: 付与された自治体マイナポイント(nanacoポイント)の金額・付与された日時 ・当社所定の方法: 当社の提供するnanaco会員ページ 6. 本特約第13条第2項に定める当社所定の変更手続は、利用規約等に基づく変更手続に従うものとします。 7. <u>利用者がnanacoを選択して本サービスを申し込んだ後、会員番号、パスワードまたは携帯端末等を盗難および紛失等した場合には、nanaco会員規約に従うものとします。ただし、マイナンバーカードやパスワードの紛失等については、別途国の定めに従ってください。</u> 8. <u>本特約第16条に定める問い合わせは、以下の通りとします。</u> <u>【ご相談窓口】nanacoお問合せセンター</u> <u>電話:0570-071-555(24時間・年中無休)</u>
---	--